

# 豊田市農業委員会議事録

令和5年4月27日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和5年4月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第25号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第27号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (14名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	—————		6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	—————		12番	中島 匡代
13番	加知 満	—————		—————	
16番	浅見富士男	—————		18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (5名)

5番	為井 裕	11番	梅村 貢司	14番	伊藤喜代司
15番	伊藤 政和	17番	林 如実		

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	担当長	加藤 泰平	主任主査	杉本 一浩
主査	神谷 一平	主査	井上 貴道	主査	岩月 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より説明を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、5番、為井裕委員、11番、梅村貢司委員、14番、伊藤喜代司委員、15番、伊藤政和委員、17番、林如実委員、以上5名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

13番、加知満委員、16番、浅見富士男委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第25号から第28号までの審議案件4件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第25号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

31番、堤本町の件。

担当推進委員の中野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

32番、加納町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

33番、東郷町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

34番、松平志賀町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

35番、足助町の件。

担当推進委員の青山委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

36番、花沢町の件。

担当推進委員の近藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

37番、閑羅瀬町の件。

担当推進委員の市村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

38番、伊熊町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

39番、保見町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

40番、保見町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第25号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第25号は承認決定されました。

令和5年議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

54番、市木町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、高橋支

所からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 問題ございません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、55番、鴛鴨町の件、資材置場、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、おおむね300メートル以内に永覚駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、56番、竜神町の件、通行路、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、57番、中町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、58番、本町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、59番、高岡町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、60番、駒新町の件、駐車場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、61番、生駒町の件、店舗です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、62番、高町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、63番、御船町の件、資材置場です。第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

なお、以降、同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、64番、石野町の件、湛水池用地です。第2種農地です。その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、65番、城見町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その他第2種農地になります。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、66番、阿蔵町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。その他第2種農地になります。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

浅見委員： 特に問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、67番、小畑町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その他第2種農地になります。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の林委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、68番、大清水町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、69番、広幡町の件、太陽光発電施設です。第2種農地です。その他第2種農地になります。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

横桑委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第26号で上程されました16件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第26号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第27号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第27号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

4番、永覚町の件、変更内容は事業区域変更です。

本件は、平成16年2月18日付で駐車場及び資材置場として第5条許可を得ました。当初は申請地全体を利用する予定でしたが、許可後に譲渡人が翻意し一部の土地について利用ができなくなったため、計画区域を変更し、一部取消しを行うものです。

本来であれば、当初の許可後、平成16年当時に速やかに事業が行われるべきでしたが、約20年近く事業が行われていませんでした。当時の許可権者である県が許可後の事業の進捗をフォローし、適正に指導を行っていれば今回の事案が発生するようなことはありませんでした。しかし、やむを得ず、このような事業計画変更の申請を受けざるを得ない状況となってしまいました。

許可権者が県から市になってからは、このようなことが起きないように、農業振興課が許可後の進捗管理、指導を徹底しております。

以上です。

よろしく申し上げます。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、5番、生駒町の件、変更内容は、事業目的変更及び事業者変更です。

本件は、令和2年9月2日付で流通業務施設として第5条許可を得ました。しかし、コロナや戦争による資材高騰の影響で資金調達ができず、事業を中断しました。今後も資金調達が困難であることから事業を断念し、事業者変更と事業目的変更により事業完了を図るものです。

なお、申請地は農地であるため、同時に農地転用許可申請がなされております。

申し上げます。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、6番、乙部町の件、変更内容は事業期間延長です。

本件は、令和4年3月17日付で粘土採取として第5条許可を得ましたが、粘土の需要が減少し、予定していた期間内で採掘が終了できませんでした。その結果、農地復元の進捗が遅れているため、事業期間延長により事業完了を図るものです。

申し上げます。

梅村（逸）委員： 問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、7番、勘八町の件、変更内容は事業者変更です。

本件は、令和4年11月16日付で自己用住宅として第5条許可を得ました。当初は、譲受人と譲受人の夫の共有名義にて住宅建築資金を借り入れる予定でしたが、許可後に単独名義でしか借入ができないこととなったため、譲受人を共有名義から単独名義に変更したく、事業計画変更承認申請をするものです。

お願いします。

水野委員： やむを得ないと思います。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第27号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第27号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年5月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第28号資料①は、利用権の総括表になります。議案第28号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第28号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和5年5月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、75筆、82,973平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第28号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第28号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明を求めます。

事 務 局： 議案10ページ及び別紙配付資料5ページ及び6ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案11ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

36番、舞木町の案件から、16ページを御覧ください、56番、御立町の案件までの21件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

4番、大島町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

12番、小川町の駐車場の案件から14番、上郷町の駐車場までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。

31番、永覚新町の自己用住宅の案件から、25ページを御覧ください、58番、樹木町の駐車場の案件までの28件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時20分)

議事録署名者

---